

## 議案第15号

### 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
医師 海外 留学 資金 貸付 金	県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするものに対して貸し付ける資金	1 留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、 <u>当該病院において常勤医師としての業務に医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（その期間が1年に満たないときは1年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由によ</u>	略

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
医師 海外 留学 資金 貸付 金	県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするものに対して貸し付ける資金	1 留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、 <u>当該勤務を開始した日（以下この号において「勤務開始日」という。）から起算して医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により</u>	略

	り知事が必要と認めるときは、 <u>知事</u> がその都度定める期間とする。)以上従事し、かつ、 <u>当該勤務を開始した日</u> から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。
	略
	略
略	

備考 略

	知事が必要と認めるときは、 <u>知事</u> がその都度定める期間)以上、 <u>当該病院において常勤医師としての業務</u> に従事し、かつ、 <u>勤務開始日</u> から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。
	略
	略
略	

備考 略

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。